

1. 件名：福島第一原子力発電所における物揚場排水路 PSF モニタ放射能高警報発生に係る面談
2. 日時：令和3年3月10日（水）13：40～15：10
3. 場所：原子力規制庁18階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
横山係長
福島第一原子力規制事務所
小林所長、松本原子力運転検査官、坂本原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 担当3名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）より、3月2日に発生した福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）における物揚場排水路PSFモニタ放射能高警報発生について、資料に基づき主に以下のとおり説明があった。
 - 調査結果から、今回物揚場排水路 PSF モニタで ^{90}Sr 濃度上昇により放射能高となった原因については、事故当初のフォールアウトが地中に浸透・移動し物揚場排水路へ至る経路において ^{137}Cs よりも地中の移動が速い性質の ^{90}Sr が先に当該排水路に流出したものと考えている。
 - パトロールやサンプリング等調査の結果、物揚場排水路集水域内に設置されているタンク及びその他の設備（配管を含む）からの漏えいは確認されなかった。
 - 今回の事象により放出された ^{90}Sr の告示濃度との比較については以下の条件を仮定し、過去3ヶ月間の平均 ^{90}Sr 濃度を計算した結果は告示濃度を下回る18 Bq/Lであった。
 - ✓ 全 β 放射能の値を ^{90}Sr 濃度とした
 - ✓ 3月2日 14:00～24:00の間、全 β 放射能は常に890Bq/Lであるとした
 - ✓ 排水路流量については実測値を用いた
 - ✓ 3月1日以前の全放射能は日々サンプリングした結果を用い、1日の間濃度変化はしないものとした
 - なお、実際の濃度は、 ^{90}Sr 濃度が全放射能の1/2程度あることや排水中の濃度の上昇・下降も連続的な変化であることから、上記で仮定した計算結果の1/4～1/2であると見込まれる。
 - 原子力規制庁は上記説明の内容を受け、以下の対応を求めた。

- パトロール等の調査結果でタンク及び設備からの漏えいについて確認されなかったとあるが、2月の地震の影響による本事象発生の可能性を現時点では完全に否定できないため、その点に留意して引き続きパトロール等による確認を行うこと。

6. その他

資料：

- 物揚場排水路 PSF モニタ放射能高警報発生について

以上